

ちどり保育園重要事項説明書

令和7年4月1日現在



1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人真砂
代表者名	理事長 かんの 菅 野 まさかず 雅 一
事業者の所在地	西宮市今津真砂町1番5号

2. 保育園の概要

名称	ちどり保育園
所在地	西宮市今津真砂町1-5
電話番号	0798-41-2510
事業認可年月日	昭和58年3月28日
施設長名	施設長 つだ 津田 てつじ 哲司
園長名	園長 からすだに 烏谷 みほこ 美保子
沿革	昭和58年4月 西宮市認可保育園として開園（定員60名） 西宮市内で最初の産休明け保育を実施する 平成3年5月 3歳児保育室増築 平成25年12月 倉庫、2階避難路増設

3. 施設の概要

敷地面積	1 2 9 8. 0 3 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2 階建
施設の内容	乳児室 1、ほふく室 1、保育室 3 調理室 1、調乳室 1、事務室 1、倉庫 2 乳幼児便所 3、遊戯室 1

4. 保育園の方針

【理念】	～ 地域の子育てセンター ～ 家庭や地域の連携を重視し、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができ、社会のルール（道徳）を身につけて、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
【基本方針】	1. 地域の状態を把握し、地域に密着したものにする 2. 保護者との連携を密にし共に育てる喜びを分かち合う家庭的なものにする 3. 均一的な発達の基準では無く、一人ひとりの発達段階に促したものにする 4. 恵まれた自然を生かし園外保育等を行い情緒を養い健康第一とする 5. 全身を使った運動や遊びで身体の強化を計り、敏速に行動出来る素地を養う 6. 造形活動を通じ、想像力の養成と五感の発達を促す
【保育目標】	一人ひとりの発達段階を大切にし、 * 明るく、元気な子ども * やさしく、思いやりのある子ども * 友だちと力一杯遊べる子ども を育て、自主性、協調性、創造性を伸ばす。

5. 定員及び児童数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員	9	9	9	3 3			6 0
児童数	8	1 0	1 3	1 3	1 3	1 3	7 0
利用定員	9	1 0	1 3	1 3	1 3	1 3	7 1

6. 職員体制（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設長	1 人
園長	1 人
主任保育士	1 人
保育士	1 8 人 （常勤 9 人、非常勤 9 人）
栄養士	1 人
調理師	3 人
嘱託医師	3 人

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、員数は入所人数により変動することがある。

7. 提供する保育サービス

サービス名	有無	内 容
延長保育	○	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで。月額 3,000 円。 (乳児は月額 4,000 円) なお、延長保育には定員枠があります。
あゆみ保育	○	障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。
一時預かり	×	
地域子育て支援事業	×	園庭開放、短期体験保育等

8. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、 1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、 その他市長が特別な理由があると認めるとき
開園時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
保育標準時間認定 にかかる保育時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定に かかる保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
延長保育時間	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

9. 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【西宮市に「特別警報」等が発令された場合】

＜午前 7 時現在＞

- 気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。
- 西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル 3）、「避難指示」（警戒レベル 4）、「緊急安全確保」（警戒レベル 5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

※臨時休園後、発令が解除された場合は、各施設で安全に配慮のうえ再開の判断を行います。
再開を行う場合はセコム連絡網で連絡致します。

＜午前 7 時以降＞

- 「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル 3）、「避難指示」（警戒レベル 4）、「緊急安全確保」（警戒レベル 5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

※気象庁、Yahoo 等で示される警報レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。

- ・避難所へ避難している場合は、緊急メール配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに行くようお願いします。
- 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。
- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

10. 利用者負担

(1) 保育料

西宮市が定める利用料となります。（「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

(2) 延長保育に係る利用者負担金（※）

項 目	金 額
延長保育に係る時間外保育料 乳児	月額 3,000円 (1回 300円)
	月額 4,000円 (1回 400円)
保育短時間認定に係る時間外保育料（※）	1時間 1回 500円

（※）市民税の非課税世帯（ひとり親世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、免除します。

(3) 上乗せ・実費相当徴収分

項 目	金 額
3歳児以上児に係る給食主食費	月額 1, 0 0 0 円
3歳児以上児に係る副食費	月額 5, 0 0 0 円
日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 2 4 0 円
園外保育用帽子（0・1歳児は無し）	1個 1, 1 2 2 円
布団レンタル料（2歳児以上）	月額 2, 3 1 0 円
クラス別用品（自由購入、のり・はさみ等）	購入品により変動
駐車場利用料	月極 1, 5 0 0 円 一時 5 0 円／回

- ・主食費・副食費は同一月中において保育の利用が1日も無かった場合は当該月の負担金は免除とします。
- ・主食費・副食費は災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。
- ・市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高い兄弟等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。
- ・生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

11. 保育園の年間行事

行事計画		保健衛生計画	
4月	入園・進級式、全体会、クラス懇談会	年 8 回 程 度 弁 当 日 を 計 画 し て い ま す。	聴力検査（4・5歳児） 歯磨き指導（6月頃） 春季健診（5月頃） （内科・耳鼻科・歯科） 視力検査（3～5歳児 10月頃） 秋季健診（11月頃） （内科・眼科・耳鼻科・歯科） 尿検査（3歳児以上・11月） 乳児検診（2歳未満毎月） 砂場熱処理（1月頃）
5月	子どもの日の集い、個人懇談		
6月	運動会（2歳児以上）		
7月	七夕、プールあそび開始		
8月	夏祭り		
9月	day キャンプ（5歳児）		
10月	バス親子遠足（3～5歳児） 保育参加（0～2歳児）		
11月	作品展、個人懇談		
12月	お餅つき、クリスマス会		
1月			
2月	節分豆まき 生活発表会（2歳児以上） 保育参加（0、1歳児）		
3月	ひなまつり、お別れ遠足、お別れ会、 卒園式（春分の日）		
毎月	お誕生日会、月例健診、身体測定、避難訓練を実施します		

12. 保育園の一日

時間帯	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児以上
7:30	順次登園 遊び	順次登園 遊び	順次登園 遊び
9:30	牛乳・ミルク 必要にあわせて睡眠 遊び	牛乳、朝の会 遊び・設定保育 (園庭、お散歩)	朝の会 設定保育 (園庭、お散歩)
11:00～	食事 午睡	食事 午睡	食事 午睡 (3・4 歳児 5 歳は秋迄)
15:00	おやつ・遊び 順次降園	おやつ・遊び 順次降園	おやつ・遊び 園庭遊び 順次降園
18:30 19:00	延長保育	延長保育	延長保育

13. 給食について

保育園の子どもの生活状況、栄養状況を把握・評価し、栄養士が保育園の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食の方針	食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材、人への感謝の気持ちが育つように、また、子どもたちが愛情のこもった食事であると実感できるように、安心して安全な給食を作っています。 そして、保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。
給食の提供を行う日	保育の提供をする日は、給食の提供を行います。毎月 1 回、お弁当日があります。ただし、夏季（6～9 月）はありません。行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。 献立表は、毎月のお便りで別途お知らせします。
アレルギー等への対応	西宮市が策定する「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めています。 アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
非常時への備え	非常時に備え、食品（アルファ化米等）を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。
その他の衛生管理等	日々の健康管理、確認及び検便検査の実施による調理従事職員の健康管理を徹底しています。（毎月 2 回） 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

【保育園の給食】

離乳食は、お子様の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

	食種	内容	献立表	目安のクラス
	離乳中期	午前中に1回の食事を提供します。 食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳中期	0歳児クラス

離乳後期 午前・午後（補食）各1回食事を提供します。

献立表を事前に配布していますので、お子様の1日の食事内容を考える際、保育園の給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

1.4. 健康について

（1）登園時の健康観察について

- ・登園時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子どものケガやあざ等に気づいた場合、確認のために保護者に連絡させていただくことがあります。

（2）病気や体調を崩した時について

- ★熱が出たとき、37.5℃で連絡し、38℃でお迎えをお願いします。熱がなくても体調の悪いときはお迎えをお願いする場合があります。

（3）保育園での病気及び事故等緊急時の対応について

- ★園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。
保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

（4）薬について

- ★薬は原則として預かりません。やむを得ず飲む必要があるときは「薬連絡票」（玄関の掲示板にあります。）に必要事項を記入し、薬と一緒に職員に手渡してください。

（5）感染症にかかったときについて

- ☆こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。
- ・感染症に罹った時は【登園可能証明書・登園届が必要な感染症一覧】を参考に静養してください。集団生活可能な状態に回復されましたら【登園可能証明書・登園届】を持って登園してください。（用紙は保育園にあります。園のホームページからダウンロードもできます。）
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子どもの衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。

- ・水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かき壊した傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミ(卵、成虫)が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下の3つポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・乳幼児体動モニターは満6か月を迎える月末まで使用する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

(7) 災害共済給付制度について

子ども達の安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起きる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

(生活保護世帯については保護者負担額が0円となります。)

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

【嘱託医師】

	医院名	住 所	電 話
内科・耳鼻科	辻医院	甲子園町5-23	41-5689
眼科	サトウ眼科	津門西口町1-3	31-5418
歯科	辻歯科医院	甲子園町12-3	40-8844

【主に利用している医療機関】

内科	辻医院	甲子園町 5－2 3	4 1－5 6 8 9
内科・外科	ひらいクリニック	南甲子園 1 丁目 1－1	4 1－1 4 5 6
総合	明和病院	上鳴尾町 4－3 1	4 7－1 7 6 7
	西宮協立脳神経外科病院	今津山中町 1 2－1	3 3－2 2 1 1
歯科	辻歯科医院	甲子園町 1 2－3	4 0－8 8 4 4
眼科	サトウ眼科	津門西口町 1－3	4 1－1 2 7 0
整形外科	永田整形外科	甲子園九番町 2－2 5	4 5－2 3 2 1

1 5. 地域との交流・子育て支援事業

○子どもたちがいろいろな人との関わりをもつことを大事に思っています。

- ・浜甲子園健康幼稚園、近隣の保育園との交流をしています。
- ・小学校との滑らかな接続を目的に今津小学校・南甲子園小学校との交流をしています。
- ・県立西宮今津高校との交流をしています。
- ・地域のお年寄りの方との交流を計画しています。

1 6. 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、実習生の受入れをしています。

また地域の高校から保育科を目指す高校生の見学実習と交流を受け入れています。

インターンシップや、ボランティア活動も受け入れています。

1 7. トライやるウィークの受入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』『中学生をはじめ地域の人々に保育園や子どもへの理解を得る』とし、市内の中学 2 年生の生徒を 5 日間受け入れます。

1 8. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月 1 回避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震津波」「不審者侵入」「水害、浸水」等とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

- ・「火災」の場合の第一避難場所は、県営広場（隣接）
- ・「地震津波」の場合の第一避難場所は、県営住宅 5 階（隣接住宅）

第二避難場所は、西宮市立真砂中学校

- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置。危険を感じたときはホットラインを押すことで、直接県警に連絡できます。

○モニター付きインターホン

の間は、インターホンをご利用ください。

インターホンを鳴らしたら「クラスと名前」をお願いします。

は、鍵が開いています

ただし、扉上部の「引っ掛け鍵」は、常時掛けて下さい。

19. 虐待防止のための措置

当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。また、見守りカメラも設置しています。

・「児童虐待の防止に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言等）を与えるような関わりは「虐待」となり、してはならないとされています。これらの法律に基づき、虐待を受けたと思われるような傷やアザがあった場合は、保育園は市へ通告する義務があります。

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうか判断するのは、保育園ではありません）。

市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

・当保育園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市の職員等が家庭訪問することがあります。

20. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	災害共済
損害保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	医療費、障害・死亡見舞金

2 1. 苦情対応

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じます。

子育てについて、保護者の皆様と保育園職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

わたしたちは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく努力をしております。

当保育園では、職員の誰でもがご意見を賜ります。

2 2. 個人情報の取り扱い

- ・当園は就業規則や個人情報保護規定で個人情報保護の規定を決めており、それに従って個人情報を厳重に管理します。
- ・教育、保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は法令による場合を除くほか保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

㊦ 小学校への円滑な移行、接続を図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

㊧ 他の教育、保育施設等へ転園する場合。

㊨ 緊急においてその他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

2 3. 関係機関との連携

子どもの成長や発達に関して適切な保育援助や子育て支援のために、保育所及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

2 4. 写真・ビデオ等の取扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保育参加については、お子様の保育園での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子様と一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオ等についてはご遠慮いただいておりますが、運動会、卒園式など保護者参加の行事で保育園が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいております。

保護者の皆様におかれましては、保育園で撮影した写真やビデオ等は、ご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

25. お願い事項

- ★ 3月31日は新学期準備のため、出来るだけご家庭で保育していただきますようご協力お願いいたします。

※令和7年度は、令和8年3月28日(土)を保育修了日とし、翌週3月30日(月)から令和8年度としてスタートする予定です。ご協力お願いいたします。

- ★ 実費徴収等の現金は、必ず職員に手渡してください。
- ★ 登園は基本午前9時までをお願いします。都合で遅くなる場合は連絡をして、午前10時までに登園するようにお願いいたします。
お休みする場合も午前9時までに連絡してください。
仕事の都合などでお迎えが遅れる場合は、許可時間の10分前までに連絡してください。
また、急に延長保育が必要になった場合は、午後6時までに連絡してください。
お迎えの方が、朝の連絡表記入者から代わる場合も連絡してください。
- ★ 園周辺は、駐車禁止になっています。できるだけ、徒歩・自転車をお願いいたします。
- ★ 自動車で登降園の際は、必ず園専用の駐車場に停めてください。ルールを守り短時間で移動をお願いいたします。
- ★ 保護者の方の送迎の時や行事参加で来園されるときには、アクセサリー（特にピアス・イヤリング等）は、つけてこられることのないようお願い致します。
- ★ 通勤途中、電車が遅れた場合や何か突発的な事柄があった場合でも、午後6時30分を過ぎると延長となり延長料金をいただきます。（電車の遅延証明があっても無効です。）

26. 夜間、日・祝日等の緊急時の連絡先について

夜間・休日等に緊急連絡が必要な時は、下記の携帯番号にご連絡ください。

☆ 